

報告第15号

債権の放棄について

久喜市債権管理条例(平成27年久喜市条例第29号)第16条第1項の規定により、
債権を放棄したので、同条第2項の規定により、次のとおり報告する。

- | | |
|------------|------------------------------|
| 1 債権の名称 | 自立支援給付費等の不正請求に係る損害賠償金・遅延損害金等 |
| 2 放棄した債権の額 | 66,615,935円 |
| 3 放棄した事由 | 久喜市債権管理条例第16条第1項第5号 |

令和5年8月30日提出

久喜市長 梅田修一